

## 入札公告（役務の提供）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年2月18日

経理責任者  
独立行政法人国立病院機構盛岡医療センター  
院長 篠崎 毅

### 1 調達内容

- (1) 調達等件名及び数量 患者衣類等洗濯業務委託一式
- (2) 調達案件の特質等入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日
- (4) 履行場所 独立行政法人国立病院機構盛岡医療センター
- (5) 入札方法

入札金額については、本入札公告(以下「公告」という。) 1の(1)で示した調達等件名の業務委託に要する一切の諸費用を含めた1kg単価とする。

入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。)をもって評価するので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、履行期間に要する一切の諸経費を見積もった金額の110分の100に相当する金額(税抜き価格)を記載した入札書を提出すること。

- (6) 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則(以下「契約細則」)第22条の規定に基づき単価契約とする。

### 2 競争参加資格

(1) 次の①及び②又は③に該当しない者であること。

- ① 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、特別の理由がある場合に該当する。

- ② 次の各号のいずれかに該当すると認められる者で、-その事実があった後一定期間経過していない者。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

なお、期間等については独立行政法人国立病院機構の理事長から発出した契約指名停止等措置要領に基づく指名停止期間等を適用する。

- 一 契約履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
- 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者。
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者。
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者。
- 五 正当な理由なく契約を履行しなかった者。
- ハ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。
- 七 前各号に類する行為を行なった者。

- ③ ②に該当する者を入札代理人として使用する者。

(2) 厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。(会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされて

いる者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者については、手続開始の決定後、当該参加資格の再認定を受けていること。)

- (3) 本公告 2 (2) において東北地域の競争参加資格を有し、A、B 又は C 等級に格付されていること。また、再認定を受けた者にあつては、当該参加資格の再認定の際に東北地域の競争参加資格を有し、A、B 又は C 等級に格付されていること。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者(本公告 2 (2) の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 入札書の提出期限の日から開札の時までの期間に独立行政法人国立病院機構の理事長又は経理責任者から契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 競争参加資格者以外の者(支店、営業所等)が入札に参加する場合、競争参加資格者からの委任状の提出がない者の入札書は無効とする。
- (7) 医療法第 15 条の 2 並びに医療法施行規則第 9 条の 14 第 1 項第 1 号から第 13 3 号の業務委託基準を満たしている者であること。
- (8) クリーニング業法第 5 条の 2 の規定によるクリーニング所の確認済証を有していること。
- (9) 洗濯施設が天災等により一時的にその業務の遂行が困難となる事態に備え、業務が滞ることのないよう必要な措置を講じている者であること。
- (10) 医療関連サービスマークの認定を受けていること。
- (11) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (12) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

### 3 入札手続等

#### (1) 担当部署

〒020-0133 岩手県盛岡市青山一丁目25番1号  
独立行政法人国立病院機構盛岡医療センター 事務部企画課  
電話019-647-2195 内線215

#### (2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

令和8年2月19日(木)から令和8年3月11日(水)まで(土曜日、日曜日を除く  
毎日9時00分から17時00分まで)本公告3(1)の担当部署にて交付する。

#### (3) 競争参加資格申請書及び入札書の受領期限

令和8年3月13日(金) 17時00分

#### (4) (3)の提出場所及び提出方法

岩手県盛岡市青山一丁目25番1号  
独立行政法人国立病院機構盛岡医療センター事務部企画課  
提出方法は、持参、又郵送による場合は書留郵便によるものとし、受領期限までに担当部署に必着とすること。

#### (5) 開札の日時及び場所

令和8年3月16日(月) 11時00分  
独立行政法人国立病院機構盛岡医療センター第3研修室

### 4 その他

#### (1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

#### (2) 入札保証金及び契約保証金免除

除する。

#### (3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札、提出を求める書類に虚偽の記載をした者の入札及びその他入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書、公告2の競争参加資格を有することを証明した書類、及び公告1の(1)に示した調達等件名の業務履行が可能であると客観的に判断できる書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。また、入札者は開札日の前日までの間に、経理責任者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 契約書作成の要否要

(6) 交渉権者及び契約価格の決定方法

当院で定める予定価格の制限の範囲以内で最低の価格をもって有利な入札をした者を第一交渉権者とし、その者と契約価格についての交渉を経た上で決定する。

本契約の第一交渉権者が決定したときは、直ちにその者と交渉し、契約価格が決定した場合は、その者を契約の相手方とする。ただし、その交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合には、交渉順位に従い他の交渉権者と交渉を行う。

なお、交渉権者となるべき者が2人以上の場合は、くじ引きによって決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札に関係のない当院職員にくじを引かせるものとする。

(7) 手続における交渉の有無無

(8) 関連情報を入手するための照会窓口

本公告3(1)に同じ。

(9) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

本公告2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も本公告3(3)により入札書を提出することができるが、競争に参加するためには、当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の認定を受けなければならない。

(10) 詳細は入札説明書による。